

平成30年3月

事業者の皆様

旭川市総務部契約課

現場代理人の配置に関する運用基準の見直しについて

現場代理人の配置に関し、「現場代理人・主任技術者等の配置に関する運用基準」（以下「運用基準」という。）を下記のとおり改正しましたのでお知らせします。

なお、この運用基準は平成30年4月1日から適用します。

記

1 現場代理人の常駐義務の緩和について

旭川市発注の災害復旧工事に対応することを目的として、特例的に工事を一時的に中断しても工事現場の安全確保等に支障のないことが発注者から認められた期間は、常駐を要しないものとします。

改正後の運用基準（抜粋）

(5) 常駐義務の緩和

次に掲げる期間については、常駐を要しないものとする。

ただし、いずれの場合も発注者と請負人との間で、これらの期間が打合せ記録等の書面によりあらかじめ明確となっていなければならない。

ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで）の期間

イ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

エ アからウまでに掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

オ 旭川市発注の災害復旧工事に対応することを目的として、特例的に工事を一時的に中断しても工事現場の安全確保等に支障のないことが発注者から認められた期間

2 共同企業体施工における現場代理人

次の下線部のとおりただし書きを設けました。

改正後の運用基準（抜粋）

(11) 共同企業体施工における現場代理人

共同企業体による工事の施工時の現場代理人については、代表者となる企業等に雇用される者でなければならない。

ただし、病気や退職等の特別な事情により、構成員となる企業等に雇用される者を配置する場合は、発注者の了解を得ること。